

5 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／GH・CHについて



事 務 連 絡

平成26年2月28日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の  
一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部施行により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されるところですが、その一元化に伴う指定及び支給決定事務等について、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の内容は、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において、運用面での変更等があり得ることに留意願います。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

安蒜、中山

TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

## I 事業所の指定

### 1 経過措置について

#### (1) 整備法による経過措置

##### ① 整備法附則第7条による経過措置

###### ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る指定を受けている者は、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けているものとみなされる(以下「みなし指定」という。)ものであること。

###### イ みなし指定の有効期間について

平成26年4月1日において現にその事業者が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とし、当該有効期間満了後も引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うためには、指定の更新を行う必要があること。

###### ウ みなし指定に係る手続き等について

###### (ア) 指定について

みなし指定については、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請等の手続きは不要である。ただし、みなし指定に際して、運営規程の変更など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)第34条の23に定める事項(以下「届出事項」という。)に変更がある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第46条に基づき、10日以内に都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)へ届け出る必要があること。

###### (イ) 公示について

みなし指定であっても、事業者の指定であり、また、どの事業所が共同生活援助に係る指定を受けているのかについて利用を希望する障害者等が確認できるよう、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

#### (2) 整備省令による経過措置

##### ① 整備省令附則第3条による経過措置(事業所指定関係)

###### ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。)附則第3条によ

り、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされる（以下「みなし事業所」という。）ものであること。

平成 26 年 4 月 1 日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
指定共同生活援助事業所	
一体型指定共同生活介護事業所 一体型指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ※

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行するものであるため、障害者総合支援法第 46 条第 2 項及び第 79 条第 4 項の規定に基づき、共同生活援助の事業の廃止を都道府県知事に届け出る必要があること。

#### イ みなし事業所に係る手続き等について

整備省令附則第 3 条によるみなし事業所に該当する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業の目的等において、事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

#### ウ みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

平成 26 年 4 月 1 日以降、現にある指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合又は現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、少なくとも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 211 条の 3 又は第 213 条の 9 に規定する運営規程に定めるべき重要事項のうち、

- ・ 「事業の目的及び運営の方針（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 1 号又は第 213 条の 9 第 1 号）」、
- ・ 「従業員の職種、員数及び職務の内容（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 2 号又は第 213 条の 9 第 2 号）」、
- ・ 「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 9 第 5 号）」

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

都道府県知事は当該変更の届出があった場合には、当該届出の内容が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第

1 節から第 4 節、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第 5 節に定める規準に適合しているか否かを速やかに確認すること。

なお、これらの事業所の移行が円滑に行われるよう、事業所の協力の下、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、各都道府県において、当該届出の内容を予め確認することは差し支えないこと。

**(経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の場合)**

現にある経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所（経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を含む。）については、当該経過措置が設けられてから一定期間が経過していることを踏まえ、各都道府県において、当該事業者に対して、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行の意思を確認することが望ましいこと。外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行が困難であるか、又は、移行を希望しない事業所であって、指定障害福祉サービス基準附則第 13 条に定める基準に適合している事業所については、引き続き、経過的家介護利用型指定共同生活援助事業所として共同生活援助の事業を行うことが可能であるが、この場合であっても、移行に際して、届出事項に変更がある場合には、障害者総合支援法第 46 条に基づき、10 日以内に都道府県知事に届け出る必要があること。

**(3) 平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する事業者の指定等の手続きについて**

平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する共同生活介護の事業を行う事業所又は共同生活援助の事業を行う事業所については、当該指定の有効期間の満了日までの間に、障害者総合支援法第 40 条に基づき、当該事業の指定の更新の申請を行うことが考えられる。

その場合は、(1) 及び (2) により、必要な手続き等を行うこと。

**(4) 整備省令附則第 4 条による経過措置（人員に関する基準関係）**

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で 6 : 1 以上としているところであるが、平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合については、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で 10 : 1 以上とする。

**(5) 整備省令第 5 条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）**

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要があるが、整備省令附則第 3 条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。

## II 支給決定事務について

### 1 みなし支給決定

#### (1) 対象者及びみなし支給決定の内容

整備法附則第5条により、平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされること。

#### (2) みなし支給決定に関する手続き

みなし支給決定は、法律上何らの手続きを要さずに支給決定があったものとみなされるが、各市町村の判断で、みなし支給決定された利用者に対して、実務上、みなし支給決定されたことの通知や障害福祉サービス受給者証の交付等の手続きを行うことは差し支えない。

なお、みなし支給決定されたことを通知する場合は、次の事項を記載することが考えられる。

(ア) みなし支給決定された旨

(イ) みなし支給決定された障害福祉サービスの種類（共同生活援助）

(ウ) みなし支給決定された障害福祉サービスの支給量

(エ) みなし支給決定の有効期間

(オ) 負担上限月額

(カ) その他必要な事項

### 2 一元化後の共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定業務について

#### (1) 基本的な取扱いについて

共同生活援助に係る支給申請を受理した市町村は、申請者が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれの事業所の利用を希望する場合であっても、「共同生活援助」の支給決定を行うものとする。なお、「共同生活援助」の支給量や有効期間の考え方は、後述する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いを除き、基本的に現行の共同生活介護及び共同生活援助と同様のものであること。

#### (2) 障害支援区分の認定手続について

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする（下表参照）。

市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続の要否を判断すること。

なお、障害支援区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなして基準を適用するものとする。

また、現に障害程度区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認すること。



※ 平成26年4月以降の訓練等給付費の支給申請書の様式については、追って、お示しするが、共同生活援助（グループホーム）の支給申請を行う場合には、「申請するサービス」欄の「申請に関する具体的内容」欄に①希望する事業所の種類（指定共同生活援助事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）及び②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載するよう、現行様式を改正する予定である。

	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助 （介護サービス包括型）事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

### （3）受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いについて

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者からの支給申請を受理した市町村は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続を経た上で、共同生活住居の支給量として、各月における『日数（暦日数）／月』に加えて『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15分単位）／月）』を決定するものとする。なお、体験利用の場合の取扱いも同様とする。

#### ア 受託居宅介護サービスの対象者

指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結し、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者（障害支援区分2以上に該当する障害者に限る。）については、市町村が決定する受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、受託居宅介護サービスの提供を受けることができるものとする。



## イ 受託居宅介護サービスの種類

受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 10 第 3 項に規定のとおり、指定居宅介護（身体介護を伴う場合に限る。）とする。

## ウ 受託居宅介護サービスの支給量の決定

### （ア）受託居宅介護サービスの支給標準時間

市町村は、受託居宅介護サービスの支給量の決定に当たっては、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、別途お示しする市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分／月）（以下、「支給標準時間」という。）の範囲内で支給量を決定することを基本とする。

ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないものとする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合
- ② 障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

### （イ）市町村審査会の活用

市町村は、支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて、市町村審査会に諮ることが望ましいこと。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、市町村審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。

## エ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護サービスの支給量については、支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証に記載する必要があること。この場合、指定居宅介護のように 1 回当たり利用可能時間数の記載は必要ないこと。

### （4）個人単位の居宅介護等の利用について

現行、平成 27 年 3 月 31 日までの間、経過的に認められている重度者の個人単位の居宅介護等の利用については、平成 26 年 4 月 1 日以降においても、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）の利用者であって、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 に規定する要件を満たす

ものについては、新規の場合を含め、引き続き利用することが可能であること。

### Ⅲ 指定申請書の様式の改正について

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるが、少なくとも以下に掲げる事項の改正が必要となるので、別紙を参考に各都道府県等において必要な様式の改正を行うこと。

1. 各様式の「共同生活介護（ケアホーム）」に係る項目の削除
2. 指定に係る記載事項に「サービスの提供形態に関する確認欄」及び「受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称等に関する確認欄」の追加
3. 共同生活住居に係る様式に「サテライト型住居に関する確認欄」を追加
4. 「サテライト型住居に係る様式」を追加

(別紙)

付表7 ~~共同生活介護事業所(ケアホーム)~~ 共同生活援助事業所(グループホーム)  
の指定に係る記載事項 その1

		受付番号	
主たる事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 ー )	
		県	郡・市
連絡先	電話番号	FAX番号	
サービスの提供形態(該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無	
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり	

(付表7) その2

共同生活住居 ①	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 ー )		
		県	郡・市	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	グループホーム(ケアホーム)に供する建物形態			
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他( )			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室数 室(うち個室 室)			
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m <sup>2</sup>			
	一体的に運営するサテライト型住居 箇所			
	一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器			
主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者				
利用料				
その他の費用				

(付表7) その3

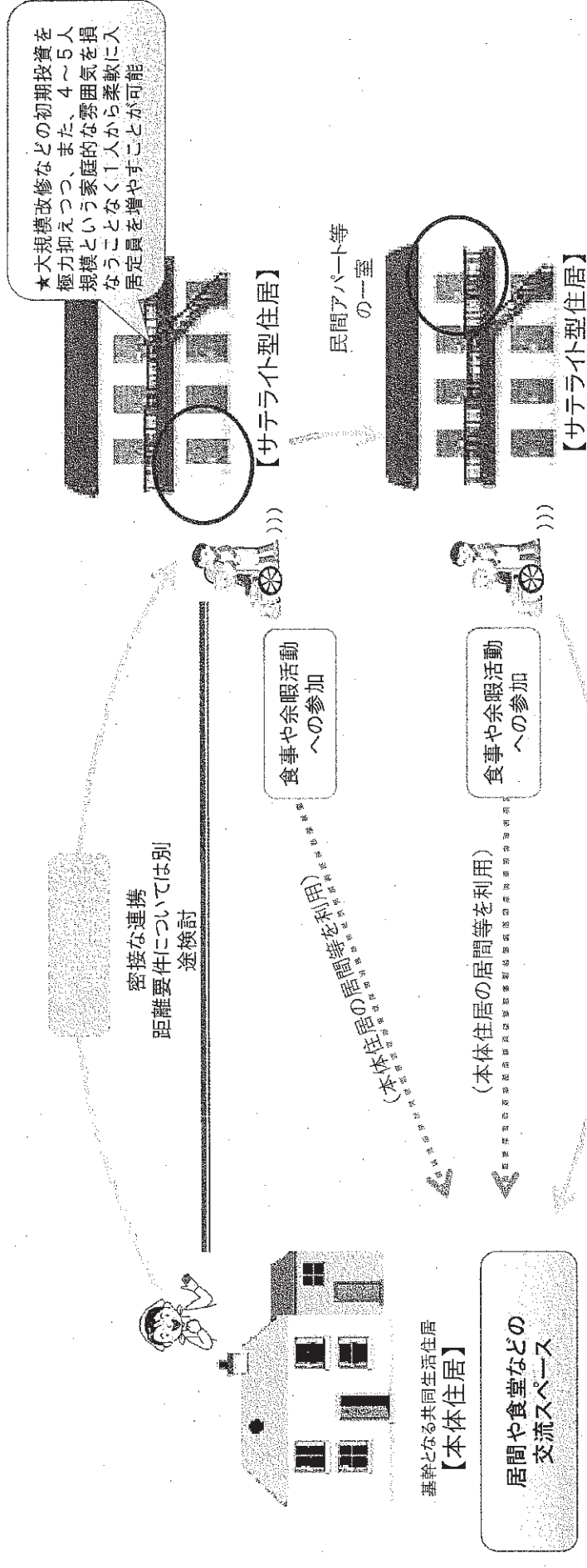
サテライト型住居 ①	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 ー )		
		県	郡・市	
	サテライト型住居に供する建物形態			
	①住居区分:アパート、マンション、その他( )			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室の最小床面積 m <sup>2</sup>			
	本体住居の名称			
	本体住居との距離 km			
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器			
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者			
利用料				
その他の費用				

# サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかっても**界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして**本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として**

## ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



※ 共同生活住居、サテライト型住居ともに事業者が確保

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する事項について（平成18年12月6日障発第1208001号厚生労働省社会・援護局障害福祉課通知） 新旧対応表

※ 平成26年3月7日現在での表であり、今後変更することがある

改正案	現行
<p>第十二 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人（基準第208条第1項第1号）</p> <p>指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者数を5で除して得た数以上とする。</p> <p>（例）利用者12人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の施設に就業する常勤勤務員の総数を、1週間の間に、40時間×(12÷5)人＝10人となり、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者数を5で除して得た数以上とする。</p> <p>(2) 生活支援員（基準第208条第1項第2号）</p> <p>生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の障害支援区分ごとに、次のとおり算定する。</p>	<p>第十四 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人（基準第208条第1項第1号）</p> <p>指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者数を5で除して得た数以上とする。</p> <p>なお、世話人は障害者の福祉の増進に配慮する者でなければならぬ。</p> <p>常生活を満喫していることを確認する者でなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>(4) サービス管理責任者（基準第208条第1項第3号）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を満喫していること、観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(5) サービス管理責任者と他の職務との兼務について（基準第208条第3項）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかほかの職務と兼務して兼し兼ねない。ただし、当該指定共同生活援助事業所に在籍する入居定員が20人以上である場合は、必要に応じて、できる限り専任のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 管理費（基準第209条）</p> <p>①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第210条）</p> <p>(1) 土地（基準第210条第1項）</p> <p>指定共同生活援助事業所の土地については、利用者に対して、</p>	<p>(2) サービス管理責任者（基準第208条第1項第2号）</p> <p>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>(3) 管理費（基準第209条）</p> <p>①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第210条）</p> <p>基準第100条については、指定共同生活援助施設について適用されるものであることから、第八の2を参照されたい。</p>

改正案	現行
<p>して得た数の合計数以上とする。</p> <p>① 障害支援区分3に該当する利用者の数を5で除して得た数</p> <p>② 障害支援区分4に該当する利用者の数を5で除して得た数</p> <p>③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(例) 利用者を12人（区分6が2人、区分5が4人、区分4が9人）とし、常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の施設に就業する勤務員の総数を、1週間の間に、</p> <p>・ 区分6：40時間×(2÷2.5)人＝32時間</p> <p>・ 区分5：40時間×(4÷4)人＝40時間</p> <p>・ 区分4：40時間×(6÷5)人＝48時間</p> <p>と、合計120時間以上確保する必要がある。</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に配慮があり、障害者の日常生活を満喫させる能力を有する者でなければならぬ。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所において、利用者の生活サイクルに対応して、二日の勤務終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間勤務を必要とするものとし、当該夜間勤務以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</p>	<p>家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入所施設や開放の施設内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と周囲に密着した地域や郊外住宅地との交流の機会が確保される施設の中に立地されることについて、精選研究が確認することを目指すものである。</p> <p>この場合、開設及び運営申請時においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成18年9月30日において現に存在する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものである。</p> <p>(2) 事業所の単位（基準第210条第2項）</p> <p>指定共同生活援助事業所については、同一の共同生活援助ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活援助（ケアライト型住居、当接サテライト型住居を設けようとする者により取壊される当接サテライト型住居以外）の共同生活援助であって、当該ケアライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本館住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本館住居とは別の場所で開催される共同生活援助</p>



改正案	現行
<p>展をい。以下同じ。以下、(2)、(3)の①及び(3)の②から(4)までにおいて同じ。)を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上でなければならぬものとする。</p> <p>なお、この場合の「一地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、また、当該事業所から徒歩30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サ～ビス支援責任の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいふものである。</p> <p>(3) 共同生活住居（基準第10条第3項・第4項・第5項）</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の世帯に加え、風呂、倉庫、便所、洗濯場を共有する1つの建物という。</p> <p>ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能なものを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として扱ふ。ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として扱ふものとする。</p> <p>なお、マンション等の建物の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと（マンション等の建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第10条第4項及び第5項に規定</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>する共同生活住居の入居定員を定める場合に限る。)。また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として扱う場合には、共同生活住居の構造を踏まえ、利用者が地域の中で協力的な生活の下、共同して暮らす環境作りなどに配慮されなければならない。</p> <p>② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要に応じて階段やエレベーターの設置、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。</p> <p>③ ①及び②の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認められた場合には、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の1つの建物の入居定員は6人以下とする。ただし、この規定は、</p> <p>ア、地域で実施している障害者等への支援の推進体制の確立、緊急一時避難所などの確保など地域等として行っている障害者支援策や、新たな事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うことを目的とした事業を行うこと、且、且格的には、指定地域障害者支援策や指定短期入所事業、若しくは、1施設生活支援事業の実施に於いて平成18年8月1日現在第9501002号の別添「1施設生活支援事業実施要綱」の別添11の①イの三</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>「デザイン事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが認められる。」の機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することや障害福祉サービス提供施設等の整備の一環として位置づけられていること、</p> <p>② 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</p> <p>③ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（容積利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含み）であること</p> <p>④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適宜に連絡を受けられることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機材を設置することとする。なお、当該通信機材については、必ずしも当該本体住居に設置されなければならないとは、必要電費等であっても要しえないこと。</p> <p>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</p> <p>ア、平成18年10月1日以前に新規に設置する場合、</p> <p>1人以上10人以下、</p> <p>2人以上20人以下、</p> <p>イ、既存の建物を共同生活住居として利用する場合、</p> <p>2人以上20人以下。</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>ウ、都道府県における指定共同生活援助施設及び外部サービス利用指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認められた場合、</p> <p>21人以上30人以下</p> <p>エ、都道府県土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住居等に新たに土地を確保できないなど設備後等に共同生活住居を増設に付して設置すること極めて困難であると都道府県知事が認められた場合、</p> <p>2人以上20人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする）。</p> <p>(4) エニネット（基準第10条第6項から第8項まで）</p> <p>「エニネット」とは、障害及び高齢者に配慮して設けられる措置を交差を図ることができ、各関係により一体的に提供される生活支援をいひ、共同生活住居については、1以上のエニネットを設けるものとし、当該エニネットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に對して、適切な措置を共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の運営費は次のとおりである。</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>① エキネットの入居者は、2人以上10人以下とする。</p> <p>② エキネットには、居室のほか、廊下、玄関、倉庫等の利用者が相互に交遊を図ることができる設備を設けるものとする。また、その広さについても原則として利用者が（サテライト型住居を設ける場合は当該サテライト型住居の利用者を含む）及び複数人が一堂に集まるのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>③ 居室の用途については、1人とする。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合は、指産去え、一の居室を2人で利用することと差し支えないが、指産去え同居生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とするものは認められないものとする。</p> <p>なお、2人部屋については、単に居室面積の割増しを示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>④ 居室の面積は、7.43平方メートル（相当であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、取組設備は別途確保するなど利用者の設備等も広くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>⑤ 居室とは、廊下、玄関等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、扉にカーテンや閉鎖可能な扉等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間が必ずしも必ずしも切られている場合は、この限りではない。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入居者（基準第210条の2）</p> <p>指産去同居生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする者（入居希望を要する者を除く。）に提供されるものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入居者の総数の記載（基準第210条の3）</p> <p>指産去同居生活援助事業者は、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「関係事項」という。）を、利用者の受給資格に抵触するとともに、遅滞なく市町村に提出し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担等の受領（基準第210条の4）</p> <p>① 利用者負担等の受領は、指産去公費の規程と併せて、第三の8の(11)の①、②、③及び④を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第210条の4第3項は、指産去同居生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指産去同居生活援助規程において確保される標準に要する費用のうち、</p>

改正案	現行
<p>りではない。</p> <p>(5) サテライト型住居（基準第210条第9項）</p> <p>① サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交遊を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通手段の整備状況や高齢・身体的な条件等を踏まえつつ、地域の事情に応じて適切に判断すること。</p> <p>② サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。</p> <p>ただし、本体住居の入居者が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活居住を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を併設して設置することは認められないこと。</p> <p>原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の設備は最低水準とありである。</p> <p>ア サテライト型住居の入居者は、1人とする。</p> <p>イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル（相当であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であるこ</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入居者（基準第210条の2）</p> <p>指産去同居生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする者（入居希望を要する者を除く。）に提供されるものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入居者の総数の記載（基準第210条の3）</p> <p>指産去同居生活援助事業者は、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「関係事項」という。）を、利用者の受給資格に抵触するとともに、遅滞なく市町村に提出し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担等の受領（基準第210条の4）</p> <p>① 利用者負担等の受領は、指産去公費の規程と併せて、第三の8の(11)の①、②、③及び④を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第210条の4第3項は、指産去同居生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指産去同居生活援助規程において確保される標準に要する費用のうち、</p>

改正案	現行
<p>とを基本に、取組設備は別途確保するなど利用者の設備等も広くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入居者（基準第210条の2）</p> <p>指産去同居生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする者（入居希望を要する者を除く。）に提供されるものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入居者の総数の記載（基準第210条の3）</p> <p>指産去同居生活援助事業者は、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「関係事項」という。）を、利用者の受給資格に抵触するとともに、遅滞なく市町村に提出し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担等の受領（基準第210条の4）</p> <p>① 利用者負担等の受領は、指産去公費の規程と併せて、第三の8の(11)の①、②、③及び④を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第210条の4第3項は、指産去同居生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指産去同居生活援助規程において確保される標準に要する費用のうち、</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入居者（基準第210条の2）</p> <p>指産去同居生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする者（入居希望を要する者を除く。）に提供されるものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入居者の総数の記載（基準第210条の3）</p> <p>指産去同居生活援助事業者は、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「関係事項」という。）を、利用者の受給資格に抵触するとともに、遅滞なく市町村に提出し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担等の受領（基準第210条の4）</p> <p>① 利用者負担等の受領は、指産去公費の規程と併せて、第三の8の(11)の①、②、③及び④を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第210条の4第3項は、指産去同居生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指産去同居生活援助規程において確保される標準に要する費用のうち、</p>

改正案	現行
<p>ア 表付住居</p> <p>イ 取組</p> <p>リ 光熱費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であるもの</p> <p>の支払を受けることができるとし、別居等給付費等の対象となっていないサービスと明確に区分されない場合は各目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、オの具体的な範囲については、「標準給付サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日厚労省第1209002号当座通知）によるものとする。</p> <p>また、入居前の体系的利用（以下「体系的利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて区分する等の方法により適切な額の支払を定めることとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者の責務（基準第210条の6）</p> <p>指産去同居生活援助は、主に事業者においてサービスを提供するものであるが、指産去同居生活援助事業者におけるサービス管理責任者は、利用者が実質的な日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の3の(8)の①から④までに掲げる業務のほか、日常生活サービス等に関する情報提供や日中</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入居者（基準第210条の2）</p> <p>指産去同居生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする者（入居希望を要する者を除く。）に提供されるものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入居者の総数の記載（基準第210条の3）</p> <p>指産去同居生活援助事業者は、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「関係事項」という。）を、利用者の受給資格に抵触するとともに、遅滞なく市町村に提出し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担等の受領（基準第210条の4）</p> <p>① 利用者負担等の受領は、指産去公費の規程と併せて、第三の8の(11)の①、②、③及び④を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第210条の4第3項は、指産去同居生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指産去同居生活援助規程において確保される標準に要する費用のうち、</p>



改正案	現行
<p>活動サービス事業所等との連携強化など、特に、利用者が日泊し且申居サービス等を利用するための交換を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) 介護及び家事等 (第 211 条)</p> <p>(1) 家事等 (第 211 条) 指定共同生活介護の場合と同様であるため、第八の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</p> <p>① 支援の基本方針 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性をもち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう指定共同生活援助施設を確保し又は必要な交換を行うものとする。 また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人権に十分に配慮しなければならない。</p> <p>② 事業等の実施の方法 基準第 211 条第 2 項は、利用者が低賃金と雇用や派遣、請負、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良質な人間関係に基づく緊密な生活圏の中で日常生活が営まれるようにならなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 居宅介護等の利用の制限 同条第 3 項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業者が提供するものでない、いわゆる仕業者による介護や居宅介護等の他の事業者がサービスによる介護を、利用者の負担によ</p>	<p>してある間に、一般住宅等に居住できるよう、他の事業者からサービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから 3 年を経える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより、必要生活への移行が具体的に見込まれる場合には、市町村は事業者に対する個別の判断により、3 年を越える利用を認めることと、また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることとしてそのまゝ居住が継続して生じ続けることができないようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>(6) 社会生活上の障壁の除去 (基準第 211 条の 2)</p> <p>① 他の事業者からサービス事業者等との連携強化等 指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営まれるよう、利用者の状況や利用する他の日中活動サービス等の連携強化、希望活動等の社会生活上の交換に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手帳等の代行 指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書の交付申請等、利用者が必要とする事務等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその同意、その者の同意を得た上で代行しなければならないことである。特に、金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得る</p>

改正案	現行
<p>で利用できないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを削減することとしない。</p> <p>④ サテライト型住居の入居者への交換 サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。 なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として「日中活動」の範囲内で行うことを規定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切にケアマネジメント及びマネジメントに基づき、利用者の合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本住居で過ごす時間やその自身の状況等に依りて訪問回数や訪問時間については柔軟に調整されるものではないこと。また、訪問時間については訪問回数に限らず、必要なケアの内容に応じて柔軟に設定すること。</p> <p>サテライト型住居を配置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退き、一般住宅等に転じて、安心して日常生活を送ることができるよう、必要に応じて、適切なケアを受けるための関係者を含め、定期的に連絡を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則と</p>	<p>とともに、代行した後はその関係、本人に課題を得るものとする。</p> <p>⑤ 家族との連携 指定共同生活援助事業者は、利用者や家族に対し、利用者やその家族が交換できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(7) 運営規程 (基準第 211 条の 3)</p> <p>指定共同生活援助事業者の運営規程及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第 211 条の 8 第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を策定することとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 (第 1 号) 利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業者は、(第 3 号) ② 入居者 (第 3 号) 入居者とは、コミュニティの介護員、共同生活介護ことの入居者 (サテライト型住居を配置している場合は当該サテライト型住居の入居者を別掲する。) 及び指定共同生活援助事業者が有する共同生活介護の入居者の合計数をいふものである。ただし、それ以外の運営規程に定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居者には団体利用に係る利用者も含まれる</p>

改正案	現行
<p>してある間に、一般住宅等に居住できるよう、他の事業者からサービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから 3 年を経える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより、必要生活への移行が具体的に見込まれる場合には、市町村は事業者に対する個別の判断により、3 年を越える利用を認めることと、また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることとしてそのまゝ居住が継続して生じ続けることができないようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>(6) 社会生活上の障壁の除去 (基準第 211 条の 2)</p> <p>① 他の事業者からサービス事業者等との連携強化等 指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営まれるよう、利用者の状況や利用する他の日中活動サービス等の連携強化、希望活動等の社会生活上の交換に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手帳等の代行 指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書の交付申請等、利用者が必要とする事務等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその同意、その者の同意を得た上で代行しなければならないことである。特に、金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得る</p>	<p>してある間に、一般住宅等に居住できるよう、他の事業者からサービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから 3 年を経える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより、必要生活への移行が具体的に見込まれる場合には、市町村は事業者に対する個別の判断により、3 年を越える利用を認めることと、また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることとしてそのまゝ居住が継続して生じ続けることができないようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>(6) 社会生活上の障壁の除去 (基準第 211 条の 2)</p> <p>① 他の事業者からサービス事業者等との連携強化等 指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営まれるよう、利用者の状況や利用する他の日中活動サービス等の連携強化、希望活動等の社会生活上の交換に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手帳等の代行 指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書の交付申請等、利用者が必要とする事務等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその同意、その者の同意を得た上で代行しなければならないことである。特に、金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得る</p>

改正案	現行
<p>とともに、代行した後はその関係、本人に課題を得るものとする。</p> <p>⑤ 家族との連携 指定共同生活援助事業者は、利用者や家族に対し、利用者やその家族が交換できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(7) 運営規程 (基準第 211 条の 3)</p> <p>指定共同生活援助事業者の運営規程及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第 211 条の 8 第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を策定することとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 (第 1 号) 利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業者は、(第 3 号) ② 入居者 (第 3 号) 入居者とは、コミュニティの介護員、共同生活介護ことの入居者 (サテライト型住居を配置している場合は当該サテライト型住居の入居者を別掲する。) 及び指定共同生活援助事業者が有する共同生活介護の入居者の合計数をいふものである。ただし、それ以外の運営規程に定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居者には団体利用に係る利用者も含まれる</p>	<p>とともに、代行した後はその関係、本人に課題を得るものとする。</p> <p>⑤ 家族との連携 指定共同生活援助事業者は、利用者や家族に対し、利用者やその家族が交換できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(7) 運営規程 (基準第 211 条の 3)</p> <p>指定共同生活援助事業者の運営規程及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第 211 条の 8 第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする運営規程を策定することとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 (第 1 号) 利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業者は、(第 3 号) ② 入居者 (第 3 号) 入居者とは、コミュニティの介護員、共同生活介護ことの入居者 (サテライト型住居を配置している場合は当該サテライト型住居の入居者を別掲する。) 及び指定共同生活援助事業者が有する共同生活介護の入居者の合計数をいふものである。ただし、それ以外の運営規程に定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居者には団体利用に係る利用者も含まれる</p>

<p>改正案</p> <p>ので、今まで採用してまい居る態を活用して体裁利用を行う場合は、新たに届け出ること。</p> <p>⑧ 指定共同生活援助の形態（第4条）</p> <p>指定共同生活援助の形態とは、利用者に對する組織援助、入居、排せつ及び食事の介護、健康管理、食料の買入れに係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、助費又は他の障害福祉サービス事業等との連携調整等の日常生活を支援し、必要に応じて介護を行うものであり、体裁利用を指す場合には、その旨を明記しておくこと。</p> <p>（B）勤務体制の確保等（第212条）</p> <p>① 従業者の勤務体制</p> <p>利用者に對する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、異動・非勤務の別、管理監督との業務関係等を事業所ごとに明記すること。</p> <p>また、第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の安否に日常生活を保障する観点から、共同生活住居ごとに居る者の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活</p>	<p>現行</p> <p>（2）勤務体制の確保等（第212条）</p> <p>指定共同生活介護の協会と同様であるため、第8の3の(9)の①及び②を参照されたい。</p>
---	--

<p>改正案</p> <p>の範囲</p> <p>イ 委託業務の委託に当たり遵守すべき条件</p> <p>（I）委託者の従業員により、当該委託業務が第14条第4項の運搬に係る業務に係るものとして、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>（II）委託者が当該委託業務に關し、委託者に對し、指示を行わなければならないこと</p> <p>（III）委託者が当該委託業務に關し、改善の必要を認め、所要の措置を講じよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が採られたことを委託者が確認する旨</p> <p>（IV）委託者が委託した当該委託業務により、入居者に關するべき事故が発生した場合には、その責任の所在</p> <p>（V）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>② 研修への参加</p> <p>別条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を積極的に確保することとを規定したものである。</p> <p>（B）支援体制の確保（第212条の2）</p> <p>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等</p>	<p>現行</p>
--	-----------

<p>改正案</p> <p>生活援助の提供に際しては、原則として、指定共同生活援助事業所は原則として、指定共同生活援助事業所に、当該事業所の従業員によって指定共同生活援助を確保し、当該指定共同生活援助事業所の管理及び指揮命令を行使し、当該指定共同生活援助事業所の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「委託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、委託者が、委託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、委託者の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</p> <p>同条第4項の規定は、当該委託者を指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該委託者に對する当該業務の管理及び指図命令の提供を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことと定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確保、記録を行つたか、当該委託者に對して説明するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り扱わなければならない。</p> <p>ア（I）及び（II）の②に關して「委託業務」という。）</p>	<p>現行</p>
--	-----------

<p>改正案</p> <p>であつて、障害福祉サービス等を提供する者や他の関係機関の職員が活用すること等により、支援体制が確保できると見込まれるまでの間の業務及び支援の体制を確保しなければならない旨を規定したものである。</p> <p>（10）雇員の遵守（第212条の3）</p> <p>運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居者を確保し、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</p> <p>（11）協力医療機関等（第212条の4）</p> <p>第212条の4第1項及び第2項の協力医療機関及び協力医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p> <p>（12）準用（第213条）</p> <p>第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第55条、第60条、第66条、第70条、第73条から第76条まで、第88条、第90条、第92条及び第100条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものとして、次に掲げる（1）、（3）②を除く。（4）、（5）、（7）、（10）、（11）、（17）及び（18）から（21）まで並びに第4の3の（2）、（7）、（9）、（15）、（16）及び（21）から（23）まで並びに第5の3の（7）及び（9）並びに第9の3の（2）を参照されたい。この場合において、第9の3の（3）の当該項における利用者は、</p>	<p>現行</p> <p>（3）準用（第213条）</p> <p>第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第55条、第60条、第66条、第70条、第73条から第76条まで、第88条、第90条、第92条、第101条から第104条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）②を除く。（4）、（5）、（7）、（10）、（11）、（17）及び（18）から（21）まで並びに第4の3の（2）、（7）、（9）、（15）、（16）及び（21）から（23）まで並びに第5の3の（7）及び（9）並びに第9の3の（2）を参照されたい。</p>
---	---

<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>(7)、(8)、(9)から(12)までを参照されたい。</p>	<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>① 世帯員(基準第213条の4第1号)</p>
---	---

<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>(1)及び(3)を参照されたい。ただし、平成26年4月1日に現在存在する指定共同生活援助事業所に掲げる世帯員の員数については、当分の間、従前同様とする。当該外部サービス利用者指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除して得た数以上とする。</p> <p>② サービス管理責任者(基準第213条の4第2号)</p> <p>指定共同生活援助の場合と同様であるため、第十三の1の(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>③ 費用(基準第213条の5)</p> <p>指定共同生活援助の場合と同様であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p> <p>(2) 取組に関する基準(基準第213条の6)</p> <p>基準第210条については、外部サービス利用者指定共同生活援助について適用されるものであることから、第十三の2を参照されたい。</p> <p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意(基準第213条の7)</p> <p>外部サービス利用者指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用者指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用者指定共同生活援助事業所の運営規程</p>	<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>① 外部サービス利用者指定共同生活援助の開始時期年月日、および外部サービス利用者指定共同生活援助に係る費用を交付する旨の取組を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の同意を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理機能を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供(基準第213条の8)</p> <p>なお、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者は、基準第213条の8第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを提供する旨の取組を記載した書面を提出するため、必要が措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要が措置」とは、例えば、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者並びに受託居宅介護サービス事業者の従業員による会談を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用者指定共同生活援助計画と居住介護計画の整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p>基準第213条の8第2項は、外部サービス利用者指定共同生活援助</p>
---	---

<p>改正案</p> <p>現行</p>	<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 外部サービス利用者指定共同生活援助の開始時期年月日、および外部サービス利用者指定共同生活援助に係る費用を交付する旨の取組を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の同意を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理機能を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供(基準第213条の8)</p> <p>なお、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者は、基準第213条の8第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを提供する旨の取組を記載した書面を提出するため、必要が措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要が措置」とは、例えば、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者並びに受託居宅介護サービス事業者の従業員による会談を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用者指定共同生活援助計画と居住介護計画の整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p>基準第213条の8第2項は、外部サービス利用者指定共同生活援助</p>
----------------------	---

<p>改正案</p> <p>現行</p>	<p>改正案</p> <p>現行</p> <p>利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 外部サービス利用者指定共同生活援助の開始時期年月日、および外部サービス利用者指定共同生活援助に係る費用を交付する旨の取組を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の同意を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理機能を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供(基準第213条の8)</p> <p>なお、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者は、基準第213条の8第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを提供する旨の取組を記載した書面を提出するため、必要が措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要が措置」とは、例えば、外部サービス利用者指定共同生活援助事業者並びに受託居宅介護サービス事業者の従業員による会談を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用者指定共同生活援助計画と居住介護計画の整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p>基準第213条の8第2項は、外部サービス利用者指定共同生活援助</p>
----------------------	---

改正案	現行
<p>后援助産業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の委託状況を加算するため、受託居宅介護サービス提供の日数、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>② 運営規程（基準 213 条の 9）</p> <p>指定共同生活援助の場合と同様であるため、第十三条の 2 の（7）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることと規定されている。（第五号）</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（基準 213 条の 10）</p> <p>基準第 213 条の 10 は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、委託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指図書等の送付を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>の種類の結果の取扱いを定めなければならないこと。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアの 4 の指定は、文書により行われなければならないこと。</p> <p>三 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第 213 条の 12 において適用する基準第 76 条第 2 項の規定に基づき、アの 4 及び 5 の種類の結果の取扱いを 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ 4 の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。</p> <p>なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、基準第 8 条第 1 項及び施行規則第 34 条の 19 の規定に基づき、当該委託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地を記載した委託業務委託通知書に提出しなければならないこと。</p> <p>ただし、平成 29 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな医療連携推進協議会を結ぶための関係法務の整備に助する法律の一部の施行に伴う関係規程の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 124 号）附則第 3 条第 2 項の規定により、</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、委託居宅介護サービス事業者に委託した業務を委託先にはならない。</p> <p>イ 当該業務の種類</p> <p>ハ 当該委託に係る業務（以下この①において「委託業務」という。）の契約に当たり遵守すべき条件</p> <p>ロ 委託居宅介護サービス事業者の従業員により当該委託業務が実施され、基準第 4 条の運営に関する基準に適合して運用が行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>リ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>レ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう」の指示を行った場合において、当該措置が講じられなかったことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>ル 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事象が発生した場合における責任の分担</p> <p>ロ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの 4 及び 5</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービス」に読み替えるものとする。</p> <p>キ 基準第 213 条の 10 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、委託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指図書を作成しているが、当該指図書全には、基準第 213 条の 12 により適用される第 28 条の規定の対応、第 35 条の報酬保持率、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体的苦痛の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって受託居宅介護サービス事業者の従業員によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>⑥ 勤務体制の確保等（基準第 213 条の 11）</p> <p>指定共同生活援助の場合同様であるため、第十三条の 3 の（8）の①及び②を参照されたい。</p> <p>⑦ 準用（基準第 213 条の 12）</p> <p>基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 26 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 55 条、第 69 条、第 70 条、第 73 条から第 76 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 5 まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活</p>	<p>現行</p>

改正案	現行
<p>援助の事業について運用されるものであることから、第三の3の(3) (2)を除く。、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)、並びに第九の3の(3)並びに第十三の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。この場合において、第九の3の(3)の「当該月における利用者負担額を算定しなければならぬ(ただし、指定施設型自立訓練を受ける者及び厚生労働省が定める年以外の者である場合は、支給決定標準利用者負担額計算を算定しなければならない(ただし、体障利用の場合は、支給決定標準者の負担を受けて算定する。))」と読み解くものとする。</p> <p>なお、外協サービス利用型指定更生生活援助の事業について適用される基準第74条については、指定更生生活援助の機会と回数を定めるため、第十三の3の(12)を参照されたい。</p>	



◆グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について

1. 基本報酬について

(1) 介護サービス包括型グループホーム

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービス利用については、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

●共同生活援助サービス費(1日につき)			
イ 共同生活援助サービス費(I) (4:1)			
(1) 区分6	45 単位	(2) 区分5	528 単位
(3) 区分4	449 単位	(4) 区分3	383 単位
(5) 区分2	294 単位	(6) 区分1以下	257 単位
ロ 共同生活援助サービス費(II) (5:1)			
(1) 区分6	594 単位	(2) 区分5	477 単位
(3) 区分4	398 単位	(4) 区分3	332 単位
(5) 区分2	243 単位	(6) 区分1以下	211 単位
ハ 共同生活援助サービス費(III) (6:1)			
(1) 区分6	561 単位	(2) 区分5	444 単位
(3) 区分4	365 単位	(4) 区分3	299 単位
(5) 区分2	210 単位	(6) 区分1以下	181 単位
ニ 共同生活援助サービス費(IV) (体験利用)			
(1) 区分6	675 単位	(2) 区分5	558 単位
(3) 区分4	479 単位	(4) 区分3	413 単位
(5) 区分2	324 単位	(6) 区分1以下	287 単位

(2) 外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、
  - ・利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、
  - ・利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する仕組みとする。
- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。
- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減により効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。
- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

●外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)			
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	(4:1)	257 単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	(5:1)	211 単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	(6:1)	181 単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	(10:1)	120 単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	(体験利用)	287 単位
●受託居宅介護サービス費			
(1)	所要時間15分未満の場合 99 単位		
(2)	所要時間15分以上30分未満の場合 199 単位		
(3)	所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271 単位に、所要時間30分から計算して15分を増すごとに90単位を加算した単位数		
(4)	所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して15分を増すごとに37単位を加算した単位数		

## 2. 加算について

### (1) 基本的な考え方

現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。

その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25年10月11日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

### (2) 見直しの概要

#### ① 日中支援体制の評価の充実

○高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設する。

なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

○心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（Ⅱ）に名称変更する。

なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

#### ● 日中支援加算（Ⅰ）【新設】

- ・ 支援対象者が1人の場合 539単位/日
- ・ 支援対象者が2人以上の場合 1人当たり 270単位/日

#### ● 日中支援加算（Ⅱ）【現行の日中支援加算】

- ・ 支援対象者が1人の場合  
区分4以上 539単位/日  
区分3以下 270単位/日
- ・ 支援対象者が2人以上の場合  
区分4以上 1人当たり 270単位/日  
区分3以下 1人当たり 135単位/日

#### ② 夜間支援体制の評価の充実

○障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

○また、現行のグループホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ））と統合した上で適正化を図る。

#### ● 夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】

夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

- [支援対象者が4人以下の場合] 336単位/日
- [支援対象者が5人の場合] 269単位/日
- [支援対象者が6人の場合] 224単位/日
- [支援対象者が7人の場合] 192単位/日
- [支援対象者が8人～10人の場合] 149単位/日
- [支援対象者が11人～13人の場合] 112単位/日
- [支援対象者が14人～16人の場合] 90単位/日
- [支援対象者が17人～20人の場合] 75単位/日
- [支援対象者が21人以上30人以下の場合] 54単位/日

#### ● 夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】

宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

- [支援対象者が4人以下の場合] 112単位/日
- [支援対象者が5人の場合] 90単位/日
- [支援対象者が6人の場合] 75単位/日
- [支援対象者が7人の場合] 64単位/日

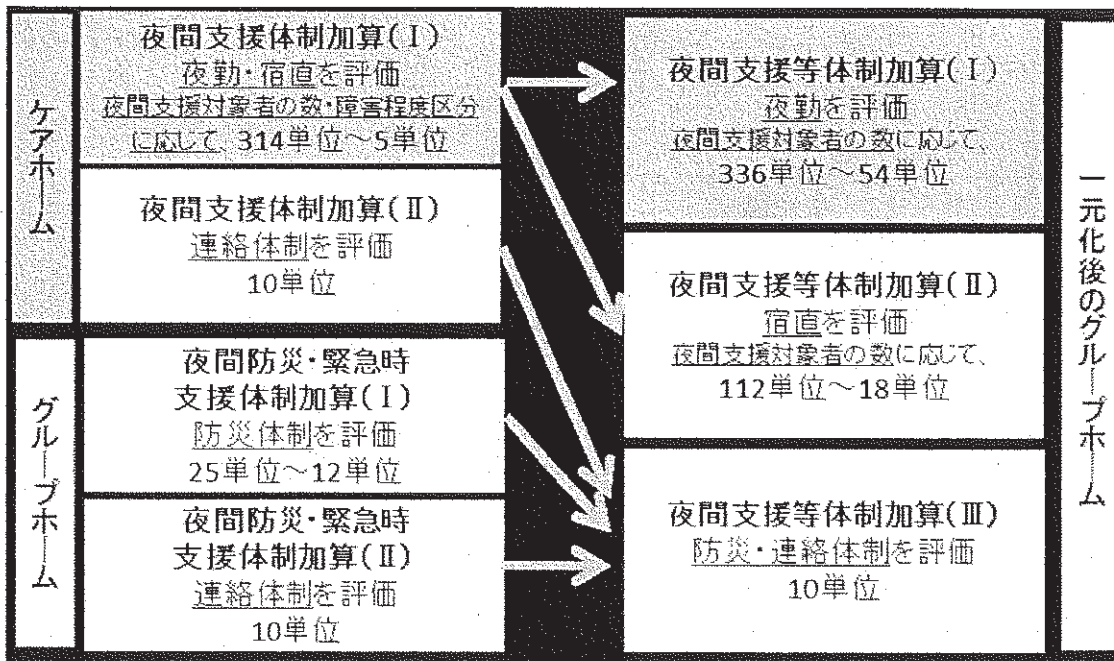


- [支援対象者が8人～10人の場合] 50単位/日
- [支援対象者が11人～13人の場合] 37単位/日
- [支援対象者が14人～16人の場合] 30単位/日
- [支援対象者が17人～20人の場合] 25単位/日
- [支援対象者が21人以上30人以下の場合] 18単位/日

●夜間支援等体制加算(Ⅲ)【新設】

常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定 10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

●医療連携体制加算(Ⅴ)【新設】 39単位/日

④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和

- サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。

●自立生活支援加算の算定要件等の見直し

[現行]

(算定要件)

次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合

- ①過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る

(加算単位数)

14単位/日 (180日を上限)

[見直し後]

(算定要件)

退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合  
加算単位数)

500単位 (退去前、退去後各1回)

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日

(受託居宅介護サービスの支給標準時間)

市町村が受託居宅介護サービスの支給量の決定に際して参酌すべき『受託居宅介護サービスの支給標準時間』については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、障害支援区分ごとに下表のとおりとすることを考えているので留意されたい。

(参考) 参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間 (案)

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150分 / 月
区分 3	600分 / 月
区分 4	900分 / 月
区分 5	1,300分 / 月
区分 6	1,900分 / 月

## ◆グループホーム等の防火安全対策について

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」（以下「火災対策検討部会」という。）がこれまで4回開催され、近く報告書がとりまとめられる予定となっている。

この火災対策検討部会の議論等を踏まえ、総務省消防庁において、消防法施行令や消防法施行規則等の一部改正が行われているところであるが、その主な内容は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び関係する障害福祉サービス事業所等に対して周知徹底をお願いしたい。

### ① スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下、「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（②のスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

この設置基準は、平成27年4月1日（既存施設の場合は平成30年4月1日）から適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、今後、総務省消防庁から正式に示されるスプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・障害児入所施設
  - ・障害者支援施設（※1）
  - ・短期入所を行う施設（※1）
  - ・共同生活援助を行う施設（※1）
- ※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。  
※2 消防庁において、障害支援区分（平成26年3月31日までは「障害程度区分」）4以上の者が8割を超えることを目安とし、（6）項口として取り扱う旨を消防機関へ周知することを検討

### ② スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」（関連資料③の別紙参照のこと）又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」であって、延べ面積275㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」の具体的な要件については、2月6日に開催された第4回火災対策検討部会において、以下のとおり取り扱う方針が示されているので留意されたい。

#### ア 障害者施設等（障害児入所施設を除く）

障害支援区分（平成26年3月31日までは「障害程度区分」。以下同じ。）4以上の者であっても、障害支援区分の認定調査項目のうち、「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も、「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の施設は、（6）項口に該当する障害者施設等であっても、スプリンクラー設備の設置を要しないものとして取り扱う方針が示されている。

当該認定調査項目の確認は、障害者本人又はその委任を受けた者（障害者の代理人又は当該障害者が利用する障害福祉サービス事業者を想定。）が市町村へ開示請求することにより行う必要があるため、各市町村においては、これらの者から開示請求があった場合には必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 認定調査項目に係る判断のイメージ (障害者施設等火災対策検討部会資料抜粋)

説明の理解	危険の認識	移乗	移動	多動行動停止	不安定な行動
理解できる	支援が不要 部分的な支援が必要	支援が不要 見守り等の支援が必要	支援が不要 見守り等の支援が必要	支援が不要	支援が不要
理解できない	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	部分的な支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要
理解できているか判断できない				月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要
				週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
			ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

③ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。)の施行により、(6) 項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から(既存施設の場合は平成30年4月1日から)適用されるものであるが、障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる(※)ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(※) 第4回火災対策検討部会においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出勤を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練において通報訓練を実施する場合は、事前に消防機関にその旨を通報した上で、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。



#### ④ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考3」参照のこと。)のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準(延べ面積300㎡以上)が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

この設置基準は、平成27年4月1日から(既存施設の場合は平成30年4月1日から)適用されるものであるが、各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

#### (参考3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・身体障害者福祉センター
- ・障害者支援施設(※)
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・生活介護を行う施設
- ・短期入所を行う施設(※)
- ・自立訓練を行う施設
- ・就労移行支援を行う施設
- ・就労継続支援を行う施設
- ・共同生活援助を行う施設(※)
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(参考1の※2を参照)を除く。

#### ⑤ 助成制度の活用について

スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や平成25年度補正予算において平成26年度着手事業まで延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象(※後者についてはスプリンクラー整備のみ)としているので、これらの助成制度を積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。

なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は従前から、社会福祉施設等施設整備費補助金は平成25年度から助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	27.5m以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項ハ関係</p> <p>①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	60.00m以上 (平屋建てを除く)	30.00m以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	50.00m以上		

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改装、移転、修繕又は機械替えの工事中的ものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。  
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの  
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# (別紙)スプリンクラー設備の設置に係る例外について

## 1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像

改正消防法施行規則第12条の2



改正消防法施行規則  
第12条の3

障害者施設等の入居者特性に応じた免除

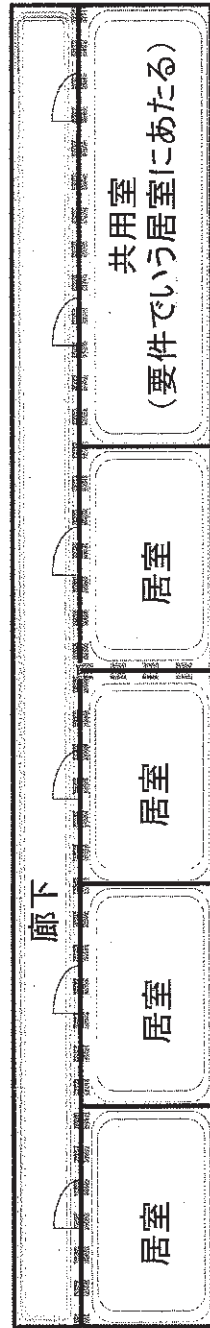
いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置



7 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は 準不燃材料、その他の部分(居室を含)は 難燃材料)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)  
平面

他の用途	居室	他の用途	居室	他の用途	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	他の用途	居室	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

例2)  
立面

内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項  
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

1F(避難階)	居室	居室	居室	共用室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)	居室	居室	居室	従業員室	2F(避難階)
1F(避難階)	共用室	共用室	従業員室		

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

第2項  
第1号

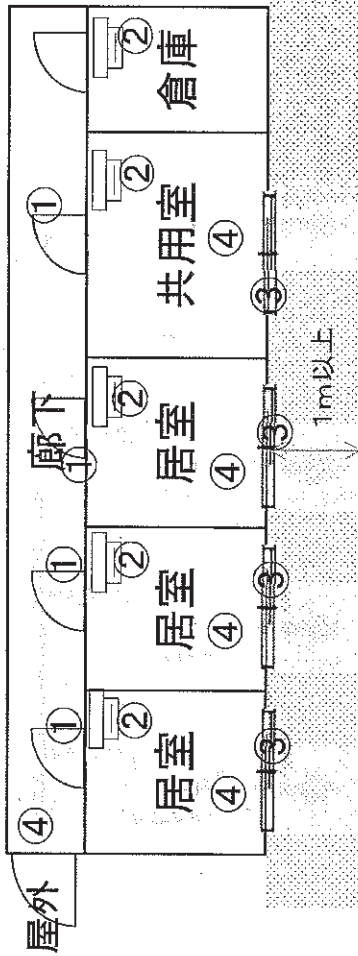
- I 内装不燃化
- 避難経路を準不燃材料
  - その他の部分を難燃材料

廊下



第2項  
第2号

- II 内装不燃化を要しない
- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
  - ②煙感知器
  - ③各居室の開口部
    - ・屋内外から容易に開放
    - ・幅員1.8m以上の空地に面する
    - ・避難できる大きさ等
  - ④2方向避難が確保されている
  - ⑤火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないかと。

## 2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

### (1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階：「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

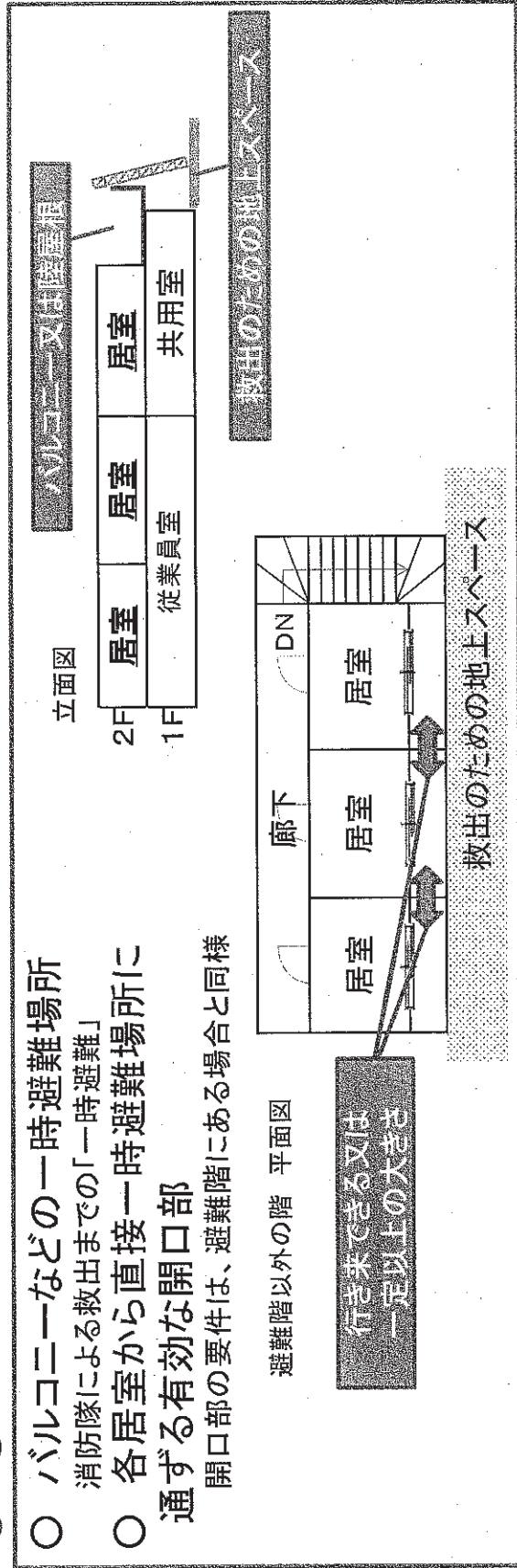
「地上」⇒『救出されるまで火災の影響を受けずに留まることができる場所』  
相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではないか

- ① 居室は2階以下の階のみ
  - ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する
  - ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること
- 救出 ↑
- 火災の影響を受けずに留まる ↑

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

### <①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所  
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に  
通ずる有効な開口部  
開口部の要件は、避難階にある場合と同様



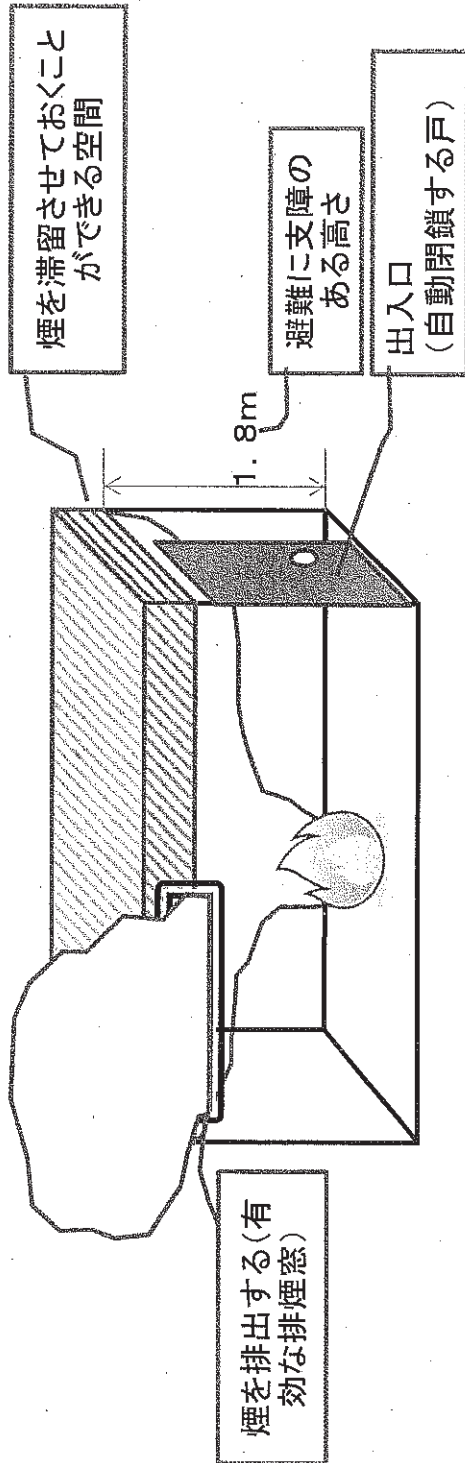
(2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸  
 火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

$$\text{避難開始時間} + \text{移動時間} < \text{避難限界時間}$$

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とすることができることへの代替え措置



3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができることを認められる基本的な要件について検討

	消防法施行規則で定める要件	同等と考えられる要件
要件 1	<p>入所者が利用する居室が「避難階」</p> <p>入所者が利用する居室の2方向避難</p> <p>内装制限を要しない検証</p> <p>屋外への避難</p>	<p>外気に開放された一時避難場所</p> <p>一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討</p>
要件 2	<p>「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」</p>	<p>排煙口の設置</p> <p>避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置について検討</p>

# グループホーム・ケアホームの消防設備に対する助成制度

グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態(自己所有、賃貸)や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金 (～平成26年度着手事業まで)
対象要件	特になし	障害程度区分4以上の者 (又は同様の者)が利用する場合。
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等	
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,000円以内 1,000㎡以上 34,000円以内
	自動火災報知設備	—
	消防機関への通報装置	—
負担割合	国 都道府県・指定都市・中核市 事業者	1/2 1/4 1/4

(関連資料④)

#### ◆地域生活支援拠点等の整備について

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議においては、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされているところである。

これに関し、平成25年10月に取りまとめられた障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活の推進に関する検討会）においては、地域における居住支援に求められる機能として、

- ・ 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされた。

これを踏まえ、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを成果目標として設定することとしている。

拠点等の整備に当たっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討していただくとともに、各都道府県においては、各市町村を包括する広域的な見地から、都道府県計画との調整及び必要な支援をお願いしたい。

また、当該拠点等の整備を推進する観点から、平成26年度より、グループホーム等に併設してコーディネーターの配置（地域生活支援事業における地域移行のための安心生活支援の活用）及び地域相談支援により地域生活支援を実施する場合に、当該グループホーム等の社会福祉施設整備費による施設整備補助を優先的に採択することとしている。国庫補助協議における採択方針等については別途お示しすることとしているのでご留意願いたい。

さらに、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとするので必要に応じ活用されたい。

なお、第4期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、拠点を障害者支援施設に併設する場合の当該障害者支援施設の入所定員は、都道府県障害福祉計画における必要入所定員総数に計上されることにご留意願いたい。